

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.37

平成 20 年 4 月 10 日

## チラシを見て、息子の相談に出かけた ら、高額な<sup>きとう</sup>祈祷料を請求された。

### 被害内容

【相談者 60 代男性】

チラシに 2 千円の相談料とあったので、息子のことを相談しようと夫婦で出かけた。悩みを話すと、「母親のしつけが悪い。相談に来るのが遅すぎた。」などと強迫的なことを言われた後で「200 日の祈祷をすれば少しはよくなる。祈祷料として今日中に 100 万円を払うように。」と言われた。解約できないか。

### 対処方法

これは、「易断」による人生相談に出向いて、高額な祈祷料や商品を契約させられた事例です。

- ・ 昨年 7 月 15 日施行の特定商取引法の改正で、新たに「易断の結果にもとづき助言、その他の援助を行うこと」がクーリング・オフの対象になりました。相談者には、クーリング・オフ通知を出すよう助言しました。
- ・ また、勧誘時に不実のことを告げて不安をあおったり、威迫を伴うような不当な行為等があった場合は、クーリング・オフ期間が過ぎていても取消しできる場合があります。
- ・ その場の雰囲気や状況で契約をしないようにしましょう。一度、契約すると次々と商品等売りつけられる場合もあります。
- ・ 一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。

あなたのしつけ  
が悪い。祈祷料  
100 万円を...



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)